

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（人事課）

一 趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当の給付内容等を改正

二 内容

- (一) 個別延長給付の拡充
- (二) 移転費の支給対象の追加

三 施行期日

公布の日。ただし、(二)は平成三十年一月一日